

精神障害者を対象とした運賃等の割引制度の適用に関する意見書

障害者基本法は、精神障害者を身体障害者及び知的障害者と同じ障害者として定義した上で、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。

障害者の自立及び社会参加を促進するためには、公共交通機関等における経済的な移動支援が必要不可欠であり、現在、身体障害者及び知的障害者に対しては、鉄道・バスの運賃や高速道路料金等の割引制度の実施により、経済的負担の軽減が図られている。

一方、精神障害者に対しては、本市を含めた複数都市の公共交通や一部の私鉄などで、身体障害者及び知的障害者と同等の運賃の割引制度を適用しているものの、公共交通機関等全体では、身体障害者及び知的障害者と同等に割引制度が適用されている状況とは言えず、精神障害者の自立及び社会参加を促進する上で大きな課題となっている。

我が国では、障害者の権利に関する条約の締結や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行など、障害者のための制度改革が着実に進められており、精神障害者の移動支援についても、平成30年度に航空各社が国内線での精神障害者の運賃割引を開始するなど、一定の進展が見られた。しかし、全国に輸送網を持つＪＲや大手私鉄、高速道路等においてはいまだ導入が進んでおらず、さらなる働きかけが必要である。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、精神障害者についても、身体障害者及び知的障害者と同等に運賃等の割引制度の適用対象とするよう公共交通事業者等にさらなる働きかけを行うなど、必要な措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月 6 日

名 古 屋 市 会

衆議院議長	}	宛（各 通）
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
厚生労働大臣		
国土交通大臣		